

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、13の2、15若しくは19の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2、15若しくは19の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）</p> <p>一九〇二十三 （略）</p> <p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四の九 （略）</p> <p>十四の十 一・二―ジクロロプロパン</p> <p>十四の十一・十四の十二 （略）</p> <p>十五〇四十 （略）</p> <p>（作業環境測定を行うべき作業場）</p> <p>第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 （略）</p> <p>七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造</p> | <p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十七 （略）</p> <p>十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、13の2若しくは15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2若しくは15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）</p> <p>一九〇二十三 （略）</p> <p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四の九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十四の十・十四の十一</p> <p>十五〇四十 （略）</p> <p>（作業環境測定を行うべき作業場）</p> <p>第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 （略）</p> <p>七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造</p> |

し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号3の3、13の2、15若しくは19の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2、15若しくは19の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十（略）

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、13の2、15若しくは19の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2、15若しくは19の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六（略）

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十

し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号3の3、13の2若しくは15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2若しくは15に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十（略）

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、13の2若しくは15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、13の2若しくは15に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六（略）

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十

二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二、第十四号の二若しくは第十五号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二、第十四号の二若しくは第十五号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。
（又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。）

一〇十五 (略)

十五の二 一・二―ジクロロプロパン

十五の三 (略)

十六〇二十四 (略)

3 (略)

(健康管理手帳を交付する業務)

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

十三 一・二―ジクロロプロパン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を取り扱う業務(厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。)

別表第三 特定化学物質(第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

二 第二類物質

1〇十九 (略)

二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二若しくは第十四号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二若しくは第十四号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。
（又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。）

一〇十五 (略)

(新設)

十五の二 (略)

十六〇二十四 (略)

3 (略)

(健康管理手帳を交付する業務)

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

(新設)

別表第三 特定化学物質(第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

二 第二類物質

1〇十九 (略)

19の2 | 一・二―ジクロロプロパン

19の3 | (略)

20の37 | (略)

三 | (略)

(新設)

19の2 | (略)

20の37 | (略)

三 | (略)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十六年九月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

3 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十六年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一 新令第十八条第十四号の十に掲げる物

二 新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含むもの

4 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十六年九月三十日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。